

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 22 日

学校法人北都健勝学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人北都健勝学園

監 事 小野 敏 

監 事 実戸 由喜夫 

私たちは、学校法人北都健勝学園の監事として、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人北都健勝学園旧寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 20 条の規定に基づいて同学校法人の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和 6 年度も事務職員の退職により、大規模な組織編成を余儀なくされました。このような状況下において、少人数でも業務に支障を来すことのないよう、各自コミュニケーション、情報共有を行いつつ、業務に臨んでいますが同時に、過重労働にならないよう、職場環境をより良いものにしていくため内部統制を整える施策を検討し、本学の発展に末永く貢献し得る人材の育成に務める必要があります。前述の検討事項に対し、明確な方針を定め、学園全体で取り組むことが、全体の資質向上、発展に最も重要であると考えます。

以上、監事として監査報告をいたします。